２．金融商品の時価等に関する事項

令和７年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金（定期預金を除く）、未収金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴定期預金	12,500,000,000円	12,513,105,997円	13,105,997円
⑵有価証券	15,614,053,163円	15,584,711,453円	△29,341,710円
⑶敷金	258,333,708円	256,636,976円	△1,696,732円
⑷差入保証金	10,000,000円	9,722,064円	△277,936円
資産　計	28,382,386,871円	28,364,176,490円	△18,210,381円
⑴リース債務	(5,026,517,497円)	(5,062,242,290円)	(35,724,793円)
負債　計	(5,026,517,497円)	(5,062,242,290円)	(35,724,793円)

㈱　負債に計上されるものは（　）で示しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

○資産

⑴　定期預金

定期預金については、新規に同様の預入を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

⑵　有価証券

有価証券は、有価証券、投資有価証券の合計であり、満期保有を目的として譲渡性預金及び公共債を保有しております。

譲渡性預金については、新規に同様の預入を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

公共債については、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル２の時価に分類しております。

⑶　敷金

敷金については、差し入れた敷金額を契約における残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

⑷　差入保証金

差入保証金については、差し入れた保証金額を契約における残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

○負債

⑴　リース債務

短期及び長期のリース債務については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

〔不要財産に係る国庫納付等〕

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

令和５年度において処分を行ったもの

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：763,045,869円 地方公共団体出資分：396,615円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	742,175,001円

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
57,227,346円	690,792,540円	268,950円	令和７年２月21日	令和７年３月28日	757,073,778円	354,059円

令和５年度において処分を行ったもの

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 政府出資分：100,000円	令和５年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金について、将来に渡り義務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。	現物納付	—

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
—	100,000円	—	令和７年３月25日	—	100,000円	—